

議案参考資料

[令和3年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

福祉課 障害福祉係

議案名

議案第83号 指定管理者の指定について(桐生市総合福祉センター)

趣旨・目的

桐生市総合福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第15条の規定に基づき、桐生市総合福祉センターの管理を行わせるため、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市総合福祉センター
- 2 指定する団体 桐生市新宿三丁目3番19号
社会福祉法人桐生市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
(5年間)

背景・経過

桐生市総合福祉センターは、平成21年2月に旧南中学校を改修し、福祉の拠点として市民の福祉向上に関するサービスの充実及び市民の福祉活動の推進を図るとともに、地域とのふれあいの場を提供し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的に開設されました。開設当初から社会福祉法人桐生市社会福祉協議会が指定管理者として運営しています。施設内には社会福祉協議会事務所、点字図書館、地域活動支援センター、地域包括支援センターなどを有し、障害者福祉、地域福祉の拠点施設となっています。

このたび、桐生市総合福祉センターの指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了するため、公募による選考を行った結果、施設の運営能力や専門性をもって効率的かつ効果的な事業運営が図れること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められることから、同法人を引き続き指定管理者として指定しようとするものです。